

森林環境税等の活用に向けた基本方針



期 間 自 令和4年4月 1日
至 令和9年3月31日

光 市

1 目的

温室効果ガス排出削減目標の達成や頻発する甚大な自然災害防止など、森林の有する公益的機能の重要性が高まる中、日本の森林の約4割を占める人工林は、長引く木材価格の低迷や森林所有者の高齢化・不在村化等により整備が行き届かない状況が危惧されています。

このため、国において、適切な森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税及び森林環境譲与税（以下、「森林環境税等」という。）が創設されたところです。

森林環境譲与税（以下、「本税」という。）は、平成30年5月に成立した森林経営管理法を踏まえ、間伐等による適切な森林整備や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等を全国の市町村が主体となり進めることが期待されています。

光市においては、本税を有効活用するため、地域の実状に応じた効果的な取組を進め、その取組が広く市民に理解されるよう本方針を定めます。

2 現状と課題

(1) 森林資源

光市の「林野率（指数80）」と「人工林率（指数85）」はともに、全国平均と比較して約2割を下回る水準にあります。

また、このうち、私有林の「人工林面積（指数41）」は、全国平均の約4割と低水準であることから、スギ・ヒノキ等の人工林を主体とした木材生産活動は限定的と推測されます。

(2) 森林環境税等

ア 本税の交付額は、全国平均の5割以下（指数48）の約1千万円／年と少額であることから、効果的な取組を検討する必要があります。

イ 「単位面積当たり譲与税額」は、全国平均を約2割（指数117）上回ることから、広く一般市民に配慮した取組を検討する必要があります。

※「単位面積当たり譲与税額（千円/ha）」：森林環境譲与税額を私有林人工林面積で除した値で、森林面積が少なく人口が多い「都市部」において値が高まる傾向が顕著である。

【参考1】森林環境譲与税の交付額の推移予測

単位：千円

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年～
交付額	4,403	9,358	9,374	13,330	13,330	14,865
累計額	—	13,761	23,135	36,465	49,795	64,660

※R4以降見込み額

3 取組項目

- (1) 森林整備の推進
- (2) 人材育成・担い手の確保
- (3) 公益的機能に関する普及啓発
- (4) 木材の利用促進

【参考2】

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（令和2年4月1日施行）

～ 抜粋 ～

第34条第1項（森林環境譲与税の使途）

市町村は、譲与を受けた森林環境譲与税の総額を次に掲げる施策に要する費用に充てなければならない。

- 1 森林の整備に関する施策
- 2 森林の整備を担うべき人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用（公共建築物における木材の利用の促進に関する法律第2条第2項に規定する木材の利用をいう。）の促進その他の森林の整備の促進に関する施策

4 具体的な取組内容

(1) 森林整備の推進

温室効果ガスの吸収や災害防止をはじめとする森林が有する公益的機能の様々な役割の維持・向上に寄与するため、新たな「森林経営管理制度」と既存の「森林経営計画制度」による一体的な取組を行うことで、間伐施業を主体とした森林整備を推進します。

ア 森林経営計画未認定森林

本市の森林経営計画の未認定森林面積の約4割（40%）を対象に、まずは、森林組合等への委託による経営管理に誘導するよう、森林経営計画への参画を促すこととし、これが困難な場合は市主体による森林経営管理制度の運用を図ります。

イ 森林経営計画認定森林

本市の森林経営計画の認定率は約6割（60%）で、全国平均の約3割（29%）を大きく上回るが、その整備率は低迷していることから、補助事業等の活用により整備の加速化を図ります。

【参考3】

森林経営管理法（平成31年4月1日施行）

～ 抜粋 ～

第3条 森林所有者は、その権現に属する森林について、適時に伐採、造林及び保育を実施することにより、経営管理を行わなければならない。

- 2 市町村は、その区域内に存する森林について、経営管理が円滑に行われるようこの法律に基づく措置その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(2) 担い手の確保・育成

森林の適正な管理を着実に実施するため、地域林業の中核となる森林組合を主体とした地域関係者と連携し、安全教育や各種資格取得に要する費用を支援することで、担い手の確保・育成に努めます。

(3) 公益的機能に関する普及啓発

森林が有する公益的機能の維持・向上に必要な森林整備について広く理解を深めるため、一般市民等を対象とした「森林体験学習」や「木育活動」に取り組みます。

(4) 木材利用の促進

多くの市民が集う公共施設の木造化・木質化を推進することにより、木材との触れ合う機会を創出し、その良さを体感してもらい、木材の地産・地消機運の醸成を図ります。

5 留意点

- (1) 森林環境税等は、国民に新たな税負担を求めることから、取組効果が期待できる新規施策に使用することを基本とします。
- (2) 森林環境税等の用途に関する法令上の規定があることから、一般財源と区分し、基金を創設することで、適正な事業執行と財源管理を図ります。
- (3) 市民に対して森林環境税等の活用内容を周知するため、用途の内容と効果を公表します。

6 その他

本方針は、法改正や取組の進捗状況、情勢変化等に応じて随時見直していきます。